平成２４年（再イ）第１６号
岡山市南区妹尾935番地７
再生債務者　中司　好平
１　決議に付する再生計画案　平成24年７月31日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月18日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月18日まで
平成24年８月28日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１８号
徳島市金沢１丁目２番52―303号
再生債務者　梶原　昌宣
１　決議に付する再生計画案　平成24年８月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月18日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月24日まで
平成24年８月27日　　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第７号
山口市秋穂西1738番地
再生債務者　安光　祐次（旧姓杉田）
１　決議に付する再生計画案　平成24年８月27日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月25日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月25日まで
平成24年８月28日　　山口地方裁判所

平成２４年（再イ）第１号
愛媛県松山市堀江町甲1742番地15
再生債務者　松田　雅輝
１　決議に付する再生計画案　平成24年８月24日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月25日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月25日まで
平成24年８月28日　　松山地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第３号
神戸市西区美賀多台１丁目３番地5403号
再生債務者　前　　美恵（旧姓清水）
１　決議に付する再生計画案　平成24年８月22日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月28日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月28日まで
平成24年８月28日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第２９６号
大阪府豊中市岡町北３丁目９番25号
再生債務者　上濵　茂雄
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１１号
京都市左京区一乗寺才形町14番地４
再生債務者　山川　義人
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月27日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月１日から平成24年10月９日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第２号
山梨県山梨市七日市場31番地２
再生債務者　中村　雄二
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年９月25日まで
平成24年８月28日
甲府地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１号
静岡県沼津市大岡955番地の18
再生債務者　有藤　由美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年８月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月23日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（再ロ）第９０号
大阪市東淀川区豊新５丁目10番10号
再生債務者　藤本　　明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年８月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第８号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字西法寺１番地10　８―405
再生債務者　髙橋　智晃
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年８月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月28日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第１号
山口市黄金町５番12―204号
再生債務者　永茂　勝弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年８月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月28日　　山口地方裁判所

商号又は名称変更

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は、別役林業株式会社としました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年九月五日
高知県安芸市別役二五九番地
別役林業企業組合
代表理事　小松　良幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億円減少することにいたしました。その減少した十億円はすべて資本準備金となります。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年八月二十七日
掲載頁　二十一頁（号外第一八五号）
平成二十四年九月五日
東京都新宿区新宿一丁目一番一四号
旭エレクトロニクス株式会社
代表取締役　梶谷　直史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年八月二十日
掲載頁　六十四頁（号外第一七九号）
平成二十四年九月五日
福岡市博多区東光二丁目三番一一二号
株式会社アンブレラ
代表取締役　笠　　誠哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円、利益準備金の額を二百四十三万四千百七十三円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十二日
掲載頁　七十四頁（号外第一三六号）
平成二十四年九月五日
東京都中央区築地四丁目一一番二号
株式会社ＵＰＴａｂｌｅ
（旧商号　株式会社電通インターナルオーディット）
代表取締役　若菜　俊彦